

住宅耐震診断・改修の補助金制度

地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぐため、「耐震診断」及び「耐震改修」の費用の一部を補助します。

《補助金交付基準》

	対象建築物	補助率	限度額
診断	◆以下の基準に全て該当するもの ①木造一戸建て住宅 （兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの） ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの ③階数が2階以下のもの（地階を除いた階数） ④申請者が所有しているもの	1/2	5万円
改修	上記①～④の全てに該当し、かつ、 耐震診断により安全性が「総合評価1.0未満」のもの	23/100	20万円 <small>注1)</small>

補助金交付をご希望の方は、「住宅建築課」へ申請してください。
 ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

—「耐震診断」及び「耐震改修」を行う前に申請手続が必要です—

◇申請・問合せ先
 東松山市役所 住宅建築課（分室2階）
 ☎ 0493-21-1424（直通）
 東松山市ホームページ
<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp>

